

2021年4月28日

宮城県知事 村井嘉浩様

## 新型コロナウイルス感染症対策に関わる緊急要望書（第10回）

日本共産党宮城県委員会

新型コロナウイルス対策本部

本部長 ふなやま 由美

日本共産党宮城県会議員団

団 長 三浦 一敏

国内での新型コロナウイルス感染の再拡大が止まらず、世界感染も1週間あたりの新規感染者数が過去最多を更新（4/12～18：約522万人WHO集計）し、週単位の新規感染者数は8週連続増加です。

感染力が強いとされる変異株が世界各地に広がり、感染拡大に歯止めがかからず、東京オリンピック・パラリンピック開催中止を求める世論も広がっています。

一時期より新規感染者数が減少傾向に見える宮城県ですが、重症者数や死亡者数の推移は深刻さを増し、医療体制のひっ迫、さらに医療崩壊により、救える命が失われることが強く懸念されます。

県独自の「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」の発出で、長期間にわたって時短営業を求められている飲食店をはじめ、時短営業や行動自粛の要請によって、直接・間接に影響を受ける事業者への支援は喫緊のものとなっています。

県民のいのちと健康、暮らしと生業、地域経済を守るために以下の対応を緊急に行うよう申し入れいたします。

### 記

1. **爆発的な感染の再拡大・再々拡大を抑止するために、防疫目的でPCR等検査を大規模に実施し、無症状者を含めて「感染力」のある人を見つけ出して隔離・保護する取り組みを抜本的に強化すること。**
  - ① 宮城県においても、高齢者施設等の職員に対する「頻回・定期的」な検査がようやく開始されましたが、クラスター対策として同施設等の入所者へも検査を実施すること。また、医療機関や保育施設等の職員に対しても実施すること。
  - ② 国事業によるモニタリング検査について、宮城県としてその対象枠を拡大し、希望する県民すべてを対象にした検査とすること。
  - ③ 全県での変異型ウイルスの感染状況を把握すべく、変異株検査を仙台市扱い分も含めて全数検査として実施すること。県保健環境センターへ遺伝子解析検査機器を導入すること。
2. **検査によって明らかになった陽性者を、隔離・保護・治療する体制を、抜本的に強化すること。**
  - ① あらゆる手段を尽くしてコロナ患者の受け入れ病床を確保すること。4月7日付で「自院における陽性患者発生時の入院体制確保」「外来アセスメント体制の拡充」等を求める通知が発出され

ているが、受け入れ体制整備に伴う人件費・経費の増加とベッド削減による減収に見合う支援金を支給すること。

- ② 入院協力医療機関、後方医療機関等の区別なく、コロナ患者を受け入れていない医療機関にも財政支援・減収補填の仕組みを作ること。
- ③ 入院病床の確保に向けて、「地域医療構想」は感染症対応を踏まえたものに見直し、「医療提供体制整備事業」をより実効性のあるものにする。「病床機能再編支援」事業はいったん中止すること。
- ④ 軽症者・無症状者向けの宿泊療養施設を安定的に確保するとともに、病状急変時の迅速対応、療養環境の整備を行うこと。

### 3. 県内事業者への支援について、以下対応されること。

- ① 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の給付要件を緩和し対象事業者の拡大を図ること。
- ② 「感染防止協力金」について、一律支給から売上減収分などに即した「損失補償」に変えていただくこと。
- ③ 国の「まん延防止等重点措置による影響を受けたものへの支援金」（法人 20 万円/月、個人事業者 10 万円/月）について、県独自に上乗せ支給を行うこと。
- ④ 宮城県として、飲食業・サービス業・医療施術業等を営む幅広い事業者への支援金制度を創設すること。
- ⑤ 新型コロナに感染した事業主やフリーランスの方に対し、国民健康保険・後期高齢者医療の傷病手当金が支給されるよう県としても保険者（各自治体）へ財政支援を行うこと。
- ⑥ 山梨県における「グリーン・ゾーン認証制度」も参考に、感染症にも対応した事業環境づくりを後押しする「認証制度」を創設し、県内外の消費者・利用者の「安心と信頼」を得られるようにすること。

### 4. 国に対し、以下の働きかけを行うこと。

- ① 中小業者への支援策として、減収規模に応じた「持続化給付金」、「家賃支援給付金」の再支給を国に求めること。
- ② 「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」により影響を受ける全事業者を対象に、前期売上の 8 割補償や固定費の補助など、実態に見合った支援制度に改善されるよう働きかけること
- ③ 「まん延防止等重点措置による影響を受けたもの」への支援策について、「不要不急の外出・移動の自粛により影響を受けた事業者」も対象に加えると同時に、条件を売上「50%以上減少」から「30%以上減少」に緩和されるよう働きかけること。
- ④ 雇用調整助成金と休業支援金・給付金について、5 月以降も現行水準を縮減せず、特例措置を延長するよう働きかけること。（※5 月以降、雇用調整助成金等が縮減された場合は、県が上乗せ助成を行う雇用維持交付金を再開し、10/10 を維持すること。）
- ⑤ 各種申請に当たっては準備書面の簡素化をはかるとともに、各相談窓口の体制を強化されるよう働きかけること。

以上